

平成 25 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 7 回臨時会 8 月 9 日 開 会
8 月 9 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 25 年 8 月 9 日（金曜日）

第 7 回南三陸町議会臨時会会議録

平成25年第7回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成25年8月9日（金曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋一清君
建設課長	三浦孝君
危機管理課長	佐々木三郎君
復興事業推進課長	及川明君
復興用地課長	佐藤孝志君
復興市街地整備課長	沼澤広信君
上下水道課長	三浦源一郎君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤広志君
公立志津川病院 総務課長	佐久間三津也君
総務課長補佐	三浦浩君
総務課上席主幹 兼財政係長	佐藤宏明君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	芳賀俊幸君
生涯学習課長	及川庄弥君

事務局職員出席者

事務局長	阿部敏克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦勝美

議事日程 第1号

平成25年8月9日(金曜日)

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第 6 4 号 工事請負契約の締結について
 - 第 6 議案第 6 5 号 工事請負契約の締結について
 - 第 7 議案第 6 6 号 工事請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

本日、臨時会でございます。ここ二、三日、急に気温が上がってまいりました。皆さんにおかれましては体調、健康管理を十分ご注意くださいまして、復興にご尽力願いたいと思います。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第7回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、10番大瀧りう子君、11番及川 均君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成25年第7回臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第6回定例会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、安倍晋三内閣総理大臣の来町についてご報告をさせていただきます。

7月29日、安倍内閣総理大臣が来町いたしました。今回は、石巻市と本町を訪れ、被災地の生活再建と医療福祉の現状を視察をされました。

本町では、志津川中学校前の高台から旧志津川市街地をごらんいただきました。その際、志津川市街地の被災の状況を説明するとともに、これまでの復興に向けた国の支援に対して御礼を申し上げるとともに、今後顕在化してまいる具体個別の課題に係る国の支援についてお願いを申し上げます。

総理からは、「課題については、個別具体的に絞られてくるので、根元復興大臣のもと各省庁と調整して前に進めていく」との回答をいただいたほか、犠牲となった多くの御霊に対し黙礼をいただきました。

その後は、南三陸さんさん商店街を視察され、ここでは集まった多くの町民と気さくに会話され、町民を激励していただきました。

さらに、公立志津川病院に移動され、本町の地域医療の現状について視察をしていただきました。視察後の会見では、「厳しい現状からの復興に向け、歩みが始まっていると感じる」との視察の感想を述べられるとともに、帰り際には庁舎内の職員にも激励をいただき、職員も励みになったようであります。私といたしましても、総理のお言葉並びに町民の声に応えるべく、一つ一つの課題と向き合い、しっかりと復興を進めてまいりたいとの意を新たにしたいところであります。

次に、南三陸町志津川地区復興まちづくり事業着工式について、ご報告申し上げます。

先月25日、志津川東工区において谷復興副大臣を初め多くの方々のご出席を賜り、南三陸町志津川地区復興まちづくり事業着工式をとり行いました。志津川地区復興まちづくり事業の着工は、本町の志津川市街地において最初の工事着手となるものであり、「なりわいの場所はさまざまであっても、住まいは高台に」を基本として、津波により被害を受けた低地部の住宅を公益的施設を高台に移転し、安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組むものであります。

また、高台造成工事で発生した大量の土砂により、低地部の地盤をかさ上げし、海と山から

の恵みに感謝しつつ、安全・安心で自然と共生するまちづくりを進めてまいるとともに、漁業・農業・商業及び観光を中心とする町の産業を再生し、なりわいとにぎわいのあるまちづくりを進めてまいります。

今年度中には、志津川市街地の全ての高台造成工事に着手するとともに、低地部の造成工事につきましても、復興を先導するための早期まちびらきエリアの造成工事に着手し、復興まちづくりを進めてまいりますので、引き続き議員各位の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、気仙沼処理区から南三陸処理区への災害廃棄物運搬・処理計画についてご報告申し上げます。

当町の震災瓦れきは、戸倉在郷地区の処理施設等において順調に処理が進んでおり、当初の計画どおり今年度末には事業が終了する予定となっておりますが、同じ気仙沼ブロック内の気仙沼処理区においては、可燃ごみの焼却処理が事業終了までに追いつかない状況にあり、その一部の処理を南三陸処理区でお願いできないかとの要請がございました。

災害廃棄物の処理につきましては、かねてより沿岸市町の連係・協力を図るための協議会を設置しており、当町といたしましてもその方針に従い、可能な限りの協力を行うということで受け入れを了承いたしました。受け入れ期間は8月下旬から10月上旬までの予定で、約5,000トンの可燃ごみを戸倉地区の処理施設で焼却処理を行うこととなりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくをお願い申し上げます。

次に、戸倉ゴルフ場跡地の産業廃棄物処理計画についてご報告を申し上げます。

昨年4月に工事中の土取り場から発生した当該廃棄物の処理につきましては、町民の皆様にご心配をおかけしてきたところでございますが、事業の発注者である宮城県の責任において処理をお願いできないかと協議を続けてきた結果、町からの処理依頼に対し平成25年7月16日付で宮城県より同意する旨の通知をいただきました。

今後は、宮城県が策定した処理計画に基づき、適正に処理が進められることとなりますが、処理の対象となる廃棄物混じりの土の量は約2,230立方メートルで、早ければ8月下旬にも着工する予定となっております。処理期間はおおむね1カ月半から2カ月程度になる見込みでございます。

当該地域は、戸倉地区防災集団移転予定地と隣接しており、一日も早い問題解決に努めてまいりましたが、処理計画が具体化したことにより、地域住民の皆様にもご安心いただけるものと考えているところでございます。

次に、集中豪雨による山形県内の断水に伴う給水支援についてご報告申し上げます。

ニュース、新聞報道等でご承知のとおり、先月18日から22日までの記録的な豪雨により、山形県村山広域水道の水源であります寒河江川の濁りが増し、22日午後8時から上山市ほか5市町約5万世帯で断水となりました。本町では、日本水道協会東北地方支部から災害時相互応援計画に基づく応援要請を受け、7月23日から25日までの3日間、給水車1台、職員延べ8名を派遣し、山形県上山市において給水支援活動を行ったものであります。

当初、断水は長期化が予想されましたが、幸いにも濁りが基準値に近づき、26日未明復旧に至ったものであります。

本町におきましても、東日本大震災時には多くの自治体から給水応援をいただいたところがありますし、ライフライン、とりわけ水道水の大切さは、あの震災を経験した私たちは十分にそれを認識をいたしております。今後につきましても、同様の事案がありましたら、積極的に支援活動を行ってまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時07分 休憩

午前11時07分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで暫時休憩をいたします。再開は25分。

午前11時07分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 済みません。1ページの工事名が宮城環境交付税によるLEDの事業ということで記載されておりますが、これは沼田地区が今なっているようです。今後町内でこの交付金によるこのLEDの事業がもっと展開されるのかどうか、その辺を1点お聞きいたしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 宮城環境交付金事業でございますが、この事業は平成23年度から27年度までの事業でございます。今年度につきましては沼田地内、ベイサイドアリーナの照明のLEDへの交換工事ということで予定しておりました。これは、当然来年、再来年と27年度まで同様の事業は継続するわけでございます。昨年度につきましては小中学校及び入谷公民館の照明交換を行っておりまして、今後につきましても町内の公共施設等のそういった状況を確認しながら、担当課のほうと調整協議を行いながら、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 27年度までということなので、今からもう事業展開していると思うんですが、これ交付金というのは金額決まっているんですか。その事業によって決まってくるのでしょうか。枠組というか、枠内でしなくちゃいけない事業なのかどうか、その辺をもう一度お聞きします。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） この交付金自体は、宮城県のほうからそれぞれの市町村へ配分されるわけでございますが、その配分額については毎年度県のほうで算定して、決まった額が内示されてくるということで、当町の場合ですと年間約330万円前後というのが配分額の予定でございます。その交付金を財源といたしまして、今年度につきましては町の一般財源を加えて今回の事業費というふうにしております。

○議長（後藤清喜君） ほかにないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第64号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第64号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第64号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した西田・細浦地区の防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第64号工事請契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

資料は、議案関係参考資料4ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、平成25年度防災集団移転促進事業（西田・細浦団地）造成工事でございます。造成工事の面積につきましては1.64ヘクタール、19世帯分の造成工事を計画してございます。入札の結果等につきましては、資料に記載のとおりでございます。工事期間につきましては、来年の9月30日までと設定をしております。

次に、5ページの位置図をお開き願います。まず団地の位置についてでございますが、国道45号の西田地区のパーキングから町道西田線に隣接しております現況が山林及び原野の箇所でございます。

次の6ページになりますが、土地利用計画図でございますが、団地内に黄色の着色になっておりますのが、1区画100坪の宅地となっております。高さ的には、ほとんどの宅地が大体50メートル程度の高さというふうになっております。北側の5世帯部分が主に西田地区の方々、そして南側の14世帯の宅地につきましては細浦地区の方々が主に居住する予定となっております。南側のオレンジ色の着色になった部分につきましては、集会所の用地を計画してございます。

主な工種といたしましては敷地の造成工事の土木工事が主なものでございまして、そのほかには町道西田線の改良も含めまして幅員6メートルの道路整備が全体で506メートルほど計画してございます。そのほか、水道管の布設工事を予定してございます。

なお、先ほど申し上げました集会所につきましては、団地造成後に改めて別途建築工事を発注する予定でございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） この場所は、地理的には西田なんですけれども、地区としては今までど

おり細浦地区になるんですか、それとも西田になるんですか。ひとつ伺います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 地区といいますのは、工事場所につきましては西田地内というふうになっておりますが、多分議員のご質問の趣旨は行政区の問題等も含めてのお話かと思えます。その辺につきましては、今後地区の方々とどういう取り上げをしていくか、決め方をしていくか、相談をして決めるような形になろうかと思えます。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） そのような細かいところは、再度後ほど話し合いで決めるということですね。したがって学区の範囲ですね、今現在は西田の方々は歌津の中学校に行っているんですけれども、細浦は志津川に来ています。そういうことも含めて、後から皆さんで相談するということですか。はい、了解しました。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 64号、ただいま前者とも関連するんですけれども、この場所の選定につきましては地区民、つまり西田地区・細浦地区との合意がなされて、ここに設定したということですね。それが1つ、質問の。

それから、工事の完了が26年の9月30日、つまり今8月だから1年2カ月ぶりあるんですけれども、これ以前に造成ができないものか。つまり、19世帯ですね。19世帯を1年2カ月もかけて造成がされるのかどうか。まずもってこの2点、お伺いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず場所の選定ですが、当初町といたしましては西田地区についてはこの近郊を考えてございました。細浦地区につきましては、別に被災を受けなかった国道45号と現在の細浦の残されている住居の付近ということで調整をかけてきましたが、どうも用地の取得とかそういった問題で、なかなか地域としてもその選定までには至らなかったということで、この地区に最終的には地域の方々で了とされた。地域の方々といっても、ここに入居する予定の方々中心でのお話ですが、そういった形で決定をされていた経緯がございます。

それと、工期の関係につきましては、工期はあくまでも契約工期ということで、一定の金額、工事の種類、そういったもので算出される式がございます。それでの適正な工期設定としてございますが、仮契約の際には業者さんにはこちらのほうから1日でも、あるいは1カ月でも2カ月でも前倒して工事するようお願いをさせていただいております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 場所の設定についてはおおむね住民合意であるのは、用地取得が例えば西田と細浦では場所の選定については意見の違いがあったんだけど、用地取得の関係でここへまず決定したというお話であろうかと思えますけれども。この用地取得、例えば地域住民の合意を得るために何度くらい用地取得にかけあいをしたのかどうかだね。それと、それは買収費なのか、あるいはどうしても譲れない問題があったのか。「少し高く買うから、ここさ例えば細浦地区をつくってけねか。造成してけねか」というような合意があったのかどうかね、その辺どうですか。

それから工期についてですけれども、これは余りかかり過ぎるんでないべかね。と申しますのは、いろいろ今説明があったように、工事の種目に応じて日数がかかるというような内容だと思うんですけれども、それにしても被災住民はどんなに早く高台移転に移りたいという、その心情は私たちにたくさん伝わってきているから、皆さん方執行部にも当然伝わっていると思うんですけれども、こういう工期の延長、延長でいったら、何年先になるんですか。そういうことを、やはり当事者としては考えていただきたいなど。それは、とりもなおさず被災住民の立場に立って被災住民をどうしてもこの南三陸町に住ませたいという、そういう気持ちをあらわにしてやっぱりやっていただきたいなど。工期の変更はできないものなのでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず第1点目の何回ほど足を運んだかという部分ですが、実際に手元にそういった何回運んだかというものはありませんが、何回というよりは地域とは何十回とやっております。そういった中で、地域は地域としてそういった場所もお願いをしつつ、町と協議をさせていただいた結果でこの場所になっておりますので、そこはご理解いただきたいなと思います。

それと、2点目の工期の変更というお話ですが、工期の設定につきましては前にも申し上げましたが、まずは適正な日数というものを確保させないと、小さな団地の中で工事の重機がふくそうするようなことになると、事故にもつながる要因にもなります。そういったある程度算出の式に基づいた工期設定をするというのが、まず基本であるかと思えます。ただ、それは先ほど議員のほうからも指摘がございましたとおり、被災者の観点という部分は町のほうでも十分認識して、受注されるとなればそういった指導は今後も徹底していきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ご説明は、答弁は答弁としてわかるんですけども、一日も早い造成に対する完成期間ということからすれば、1年2カ月というのは19戸の団地をつくるのには余りにもかかり過ぎるんじゃないですか。今の重機の能力とか、重機で造成するその能力というものはそんなにかかるものかどうかということだね、我々しろうとから考えても。先延ばし先延ばしに、例えばきょうは提案されているのは今西田と細浦なんですけれども、町市街地、つまり小学校の団地に行く1,000戸あるいは2,000戸建つんですよ。何十年かかると思い、こういう推定からしたらば。これは変更すべきですよ、私から申し上げますと。そういうふうに業者をお願いして、入札をかけなさい、これは。それでないと、早まりませんから。それは、被災住民を思った工事期限ではありませんから、これは。そういうことを考えてくださいよ。それは、南三陸町に幾らかでも幾らかでも住んでもらう、そういうまちづくりを考えていかなければならないと思います。そういう意味合いから、ぜひこれを、私はこの工事日程等々についてはやはり考える必要があるだろう、あるいは変更する必要があるだろうとういことをお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前者、工期の件にもお話ありましたけれども、私もやはり工期は幾らでもまず短くするべきであろうというふうに思っております。以前落札した業者に合わせて工期を設定するのかという発言もした経緯がありますので、できるだけ早い時期に工事が終わるような業者選定も大事ではないかなというふうに思っております。

そこで、今回提案されました64号、65号も関係してくるんですが、これまでは我が町の公共事業工事、地元業者あるいは大手の上場会社等が入ってきておったわけですが、この64号、65号の業者さんを見ますと、どちらも登米市に拠点といいますか本社を置く会社で、今回初めて我が町のこの事業を取ったのかなという感じするんですが、この会社は私たちもよくわからないんです。執行部、指名委員会等では会社の中身は調査は済んでいるでしょうが、我々全くわからない業者ですので、どういった会社なのか、何点で従業員が何人いるのか、この会社単独でこの事業を行うことができるのかどうなのか、どっかの下請けをどんどん使うのかどうなのか。下請けをさせる上で、この災害復旧にかかわる、これは復旧じゃないんですが、瓦れきの事業等は下請けまでいいんですが、孫請けはできない決まりになっておりますよね。こういう高台防集関係の事業については、そういった孫請けまで認められているのかどうなのか。下請けでとまるのかどうなのか。そういった点はどうなっているのか。

先ほども言った会社の内容もしわかれば、コピーして配付してもらおうと助かるんですが、1級土木が何人いるとか、総合評価が何点あるとか、そういったものがあるでしょうから、それを渡していただければ非常に助かります。

それから、その下請けさせる場合に、以前もちょっと質問して確認したんですが、震災後なんですが何か前の総務課長のお話ですと「丸投げもいいんだ」みたいな発言をちょっとされた経緯があって、今の建設課長から確認したら、それはまあパーセンテージというのが決まっているような話をされたので、その辺はつきりさせてもらいたい。

といいますのは、先ほど私質問しようかと思ったんですが、このときに質問するので控えたんですが、工事請負の町長の行政報告の中の2ページに、この参加業者ありますよね。この4社の中のこの事業が100%、あるいは法定で定まっているパーセント内で事業が行われるのかどうか、この4社ともね。以前この関係で質問を前総務課長にしたら、丸投げでもいいような答弁をされたったんです。多分、その議事録あると思うんですけどもね。そういう懸念もありますので、今回受けたこの太田組さんですか、これ1社で全部やれるのか。あるいは、下請けに何%くらい出すのか。それから、孫請けまで認められるのか、この事業ですね。そういうのはどうなっているんですか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 会社の概要については、ちょっと手持ち資料ございませんのでお答えできませんが、評点の部分になりますと980点という評点で、1級技術者が11名という届出が出されてございます。

一部下請けの部分につきましては、防災集団移転事業の部分になりますと、どうしても水道工事であるとか多岐にわたる部分がございます。その部分について、一部下請けに出されるかどうかはちょっとこれからなってみないとわかりませんが、そういったものは実際いろいろな土木工事におきましても、設備系であるとかそういったものについては一般的には一部下請けとして出されているようなケースが多いようです。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 孫請けまで認められる事業ですかということ、1つね。下請けだけでとまるのか、孫請けまで出してもいいのか、その辺です。

それから、これ副町長ですかね、この会社の内容を把握しているのは。その資料の提出ということで、今お話ししたんですけども。多分、復興に関する課長さんたち、建設課長も含めてそういった内部の中身については資料は行っていないんでしょう。だから、今の課長の

答弁だと手持ちにはないという話なんでしょうから。多分、総務課かどこかで持っているでしょう、この内容については。それを出してほしいということです、確認したいということですからね。そういうことです。

それから、その下請けは何%です、確認しますが、出せる割合。8割も9割も下請けに出しているんですか、できないんでしょう。それ、何%って決まっているんでしょう。その辺ちょっと確認しておかないとね。これからの、さっきも言った2ページの関係もありますから。この2ページの請け負った業者さんは心配ないんですが、参加した業者さんの中でやれない業者さんも8割、9割出さないとやれないという業者さんも入れているわけですから。その件で、私以前に質問した経緯があるんですね。町民の方々も言っているんですよ。「あの業者でやれるんですか」と。それで、私も質問しているんですよ。その辺です。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 下請け・孫請けの関係の制約等に関しては、資料があるということなので、これは後ほどご用意して議員全員にちょっとお配りしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今回の工事の関係で、ちょっと前提となる部分をお話ししますけれども、制限付一般競争入札に付してございます。この手順とすれば、審査委員会でどういった条件で公告をしてこの工事を出すかということについて、まず審査委員会設定します。今回の場合は、工事の全体量からしますとSランク。したがって900点以上、1級技術者が何人以上ということで公告をします。今回の場合は、具体的に申し上げますと南三陸町、気仙沼、それから登米市に本店及び支店を有する、そういった技術、あるいは経審の点数が何点以上ということでオープンにして出します。

で、それに該当する社からそれぞれ手挙げで町のほうに入札参加申請がございまして。その際に直近の経審の点数、宮城県で審査をした、それを添付していただいて、まさしく参加資格があるかどうか、適正か不適かをまた審査委員会で判断をして、そして参加資格を十分満足しているということで入札執行をやっているということでございます。当該社は、具体のその分については詳しく承知してございませんけれども、当然どれくらいの資本金でどういった実績とあって、そこまで審査事項になってございませんので、いわゆる指名参加願ひ、県とか経審でやっている点数とかそういうもので確認をしているわけですから、それで十分ということでございますので、それ以上突っ込んだそれぞれ個々の社の分の経営内容までは審査対象にしているものではございませんので、私どもが出した条件を具備していれば参加資

格を付与する。当然Sランクでございますので、毎年時経審でその経営診断の内容というのはそれぞれの年度間の工事の請負契約の実態とか、そういうものを全部評価した中で点数というものが毎年出てきておりますから、当然相応の対応力はあるというように私どもは認識をしてございまして、この場合ですと2社が応募がございまして、入札をした結果当該社が落札をしたということでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 入札の方法ですか、制限付一般競争入札ということで、これまでは気仙沼、南三陸、今度新たに登米市ということで落札、契約が成立したというか不調にならずに済んだとかということになるわけで、例えば先ほど工期の話出たんですが、やっぱり縮小する意味においても、制限の幅というものも広げるべきなのかなという感じもするんですね。といいますのは、県内にということで本社あるいは支店、営業所ということを書きつければ、もっともっと多くの方々に参加していただいて、もっともっと早く工期が短縮できるのではないかなというような気持ちもするわけです。それは入札の不調というものを防ぐ意味でも、数多くの業者さんが参加することによって不調も防げるんじゃないかなという感じもするわけです。ですから今後の入札については、ある程度もう少し目を広げてやったほうがいいのかという感じがするんです。

先ほど私言った会社の細かいところまでは知る必要がないといいますか、判断するに当たって会社の経営内容というものはやっぱり心配するわけです。果たしてこれが途中でやめるようなことがあっては困りますので、だからそういうような「大丈夫ですよ」というような資料は、やっぱり私どもこの議会に提出すべきであると思います。その980点とか十何名以上とか、今回は11名この会社あるということで、それも聞いたからわかったんであって、聞かなければしゃべんねべし、我々もわかんないでいるんですから。だから事前に今回、まあ従来取っていた地元の業者さんは皆さんわかっているからいいんですがね、こういった新たな落札した会社については、私たちにも「こういう会社で、大丈夫ですよ」というような資料というものが必要だということを言っているんであって、その辺今後新しい業者さんが落札した場合には、そういうふうな細かい資料も提出をしていただければというふうに思います。

それから、先ほども何度も聞くんですが、丸投げはだめなんですよ。何%以上になっていきますか、下請けさせるに何%があるでしょう。この南三陸町で今までそのパーセント以内でやられていると思うんですが、下請けさせる場合にはね。何%になっています。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 前段のご提案ですけれども、これまでも工事請負関係についていろいろ今14番議員からお話あった議論をいただいてまいりましたし、その都度お答えをしておりましたけれども、発注する工事量とかそういうものによって、どういう組み合わせといますかエリアまで広げながらやるかということについては、やっぱりその時々を受注環境、動向を見ながら、それが円滑に受注をしていただけるような、そういうような配慮はしていく必要があるだろうというように当然考えてございますし、今後ほかの団地等についてはそういうようなことも意識しながら発注に当たっていきたくたい。

それから、その工期の関係でございますけれども、いわゆる通常プロポでやった場合には、当然プロポーザルでプレゼンテーションで提案してくるときに、その場合は業者側がこういうような工法、手法で工期をこういった形で短縮できるよと、当然そういうことも含めてプレゼンテーションというのは一般的にある。それが一つの評価項目にもなるわけですけれども、通常こういった場合については発注者側が技術関係の部署が工事量によって土量、いろいろその地域の工事の現場、そういった状況からより安全に適正な工事が行われるために必要な期間というものを設定して、工期を設定して出すというのが通常でございます。当然、先ほど他の議員からもお話ございましたように、特にこういった高台移転については1日でも早くという被災住民の思いというのは、我々もしっかり受けとめているわけでございますので、だからってそれが実態にそぐわない形で工期設定をしながらという、これは逆に言えば受注する側からすればそれは大きなリスクということで、結構そういう事例、漁港等についても工期の関係から受注を回避しているということもございますので、やはり一応は適正な工期を設定して、その上で先ほど担当課長申し上げたように一応工期は工期としながらも、それが1日でも1カ月でも2カ月でも早く工事が進むように、それはあと受注者と発注者の間で協議をしながら対応していくというやり方が必要なんだというふうには考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 下請けの関係でございますけれども、建設業法上は一括下請けは禁止されておまして、そのパーセンテージ等についてはガイドラインはあるというふうになっておりますけれども、手元にそのガイドライン等の資料がございませんので、ちょっと確認の上用意できる分については後ほどお示ししたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後 0時03分 休憩

午前 1時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局より下請け関係の資料が出ておりますので、総務課長より説明させます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 休憩前にお話し申し上げましたけれども、国土交通省から建設業法の法令遵守に係るガイドラインということで示されておる内容で、ちょうど「一括下請けはしない、させない」といったところがありましたので、その部分をちょっとコピーしてお渡ししております。先ほど14番議員から、「しならば、下請け何%までがOKなのか」というようなご質問ございましたけれども、基本的には数値的な表記はございません。下請け丸投げしたかどうかというのは、中段に書いてございますけれども、元請け人がその下請け工事の施工に実質的な関与をしているのか、していないのかといったところが判断基準になるというふうに示されてございます。しならば、実質的な関与はということなのかということでございますけれども、後段に列記してございますけれども、技術者とか発注者との協議、また住民等への説明等をしっかり元請けで行っているのかといったところが判断基準になるかなというふうに思います。

それと、75ページの上段には下請け間でも一括した下請けを問われる場合があるとございます。これがいわゆる元請けから1次下請け、2次下請け、3次下請けでございますけれども、孫請け、ひ孫請けと俗に言われるところでございますけれども、結局のところ同様の形で下におりてまいりますので、元請けから1次下請けの下請けにいった際にこの建設業法の縛りがございますし、また下請けから2次下請けにおりる際にも同様に2次下請けは結局下請けという形になりますので、1次下請けのほうが実質的な形で関与していかないと、同様の責任を問われるという形になるかというふうに思います。

以上、簡単でございますけれども、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） この現在の質疑は休憩をして行いたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午後 1時11分 休憩

午前 1時12分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第65号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第65号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第65号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した合羽沢地区の防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第65号工事請負契約の締結について、再度説明させていただきます。

資料のほうは、議案関係参考資料の8ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、平成25年度防災集団移転促進事業（合羽沢団地）造成工事でございます。合羽沢団地、いわゆる津の宮地区にある団地でございます。造成工事の面積が1.26ヘクタール、7世帯分の造成工事を計画してございます。入札の結果については、記載のとおりでございます。工事の期間といたしましては来年の8月29日までと設定をさせていただいております。

なお、先ほどもご質問にありました当該事業者の総合評定値につきましては957点、1級の

技術者数が13人となっております。

次に、9ページの位置図をお開き願いたいと思います。

団地の位置につきましては、国道398号の津の宮地区の西側に当たりますが、町道津の宮滝浜線に398号と交差するところから取りつけとなります、現況が山林、畑となっている場所でございます。

10ページにつきましては、土地の利用計画図ですが、団地内の宅盤の高さにつきましては、大体26メートルから29メートルくらいという状況でございます。黄色の着色が宅地でございます、主に津の宮地区の7世帯の宅地を計画してございます。工種的には敷地造成の土木工事が主体となっております、そのほかには幅員が6メートルの道路整備が約359メートルございます。そのほか、水道管の布設工事を計画してございます。

細部につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 2点ほどお伺いたします。

まず、この予定価格であります、65号のね。2億8,648万9,000円と。この予算額に対して、戸数は7戸であります。単純に計算いたしましても、これまで我々も国に要請してきて、これは認められた事業だと思うんですが、国に要請をしてきて「コスト意識を持ってやりなさい」と。そして「しかも、そこには一定のラインがありますよ」ということは、従来からも当局から説明があったわけですね。この辺あたりが、どのように変わってきているのか。その内容をご説明ください。

それから2点目は、先ほどの64号で工事期間いろいろ云々ありました。高台移転する皆さんは、この工事期間に関心があるわけですが、その工事期間、いわゆる契約締結日から終了までの工事期間はこのとおりでありますから、そのとおりに多分終わるのだろうと。ところが、その後に建築に入るまで一体どのくらいかかるのか、皆さんそれぞれわからないんですね。その辺のところを、当局はどのように考えているのか。片端からすぐ造成して、「造成終わりました」と、すぐ例えば造成終わった分から片端からそれは分譲するのか、あるいは契約日・工事期間が終わって完成して、それから分譲に入って、それから手続をして建築に入るというその期間がどのくらいかかるのかというのは、誰もわからないんですね。我々もわからないものですね。そのことから、今大手ハウスメーカー等が来ても契約に至る問題点がさまざま生じておるようですね。町の工事期間がわからない、まだ発注していない

からわからない、さらにそれから工事が終わっても、何ぼくらいかかるものだから、個々の分譲されて建築が可能になるまでですね。そういったところを、2点お伺いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 確かにご指摘のとおりで、この合羽沢地区、非常に1戸当たりの単価にするとほかの団地と比べても高い部類に入っているのかなというふうな感じはします。国土交通省の、ちょっとややこしいんですが考え方といたしましては、移転促進区域の戸数を分母で総事業費を割って、1戸当たり3,500万円という金額については当初から一貫して、そこを目安にしてくださいということで示されております。この場合、合羽沢団地のほかに原団地というのもこの後同じく工事にかかっていくんですが、そこも含めて一つの事業計画になっておりまして、その中でその金額をクリアするということが大前提になっております。

ただ一方で、移転促進区域の戸数といいますのは、いわゆる災害、被災を受けた戸数と比べても大体合うんですが、実際の移転戸数、実数で割ると非常に高くなってきます。1戸当たりの工事費が高くなってきますけれども、その部分については復興庁のほうから1戸当たり5,000万円を上限にするというお話をされております。その範囲で、両者の状況を見極めて事業計画、いわゆる工事の実施に入っていくなさいという指導がなされておりますが、そのことについては現在のところはクリアされているということで、事業着手に至っているという状況でございます。ですので、逆に移転する戸数が少なくて地形が思わしくないというところについては、こういったような数値がどうしても出てきてしまうという状況にはあります。

それともう1点、造成工事が終わってどれくらいの引き渡しということなんですが、造成工事が終わりましたら確定測量、いわゆる工事として一定の100坪の範囲は示しますが、それをチェックする意味で今度はお世話になる方に売買、あるいは分譲するわけですので、その面積、くいを打ったりそういった作業期間、それとあと登記の問題、そういった手続がかかってくると思います。測量した上でということですが、登記の期間は1カ月程度なんですが、その確定測量に入る時期が工事期間内に入れれば、なおラップする期間があつて速やかに登記事務に要する期間を考えた場合で移行できるのかなというふうに思いますけれども、その測量そのものがすっかり工期が終わってからという状態からスタートしますと、一定の期間はかかるのかなというふうに思います。ただその一定の期間といたしましても、当然のことながら2カ月、3カ月とかそういったことではなく、一旦測量の成果に基づいて登記しますので、その部分の測量をいかに工事とラップさせながらできるかというのが鍵になってくるの

かなと思います。

住民に対しても、その辺のアナウンスがまだ具体を実は示しておりませんで、これから12月に終わる団地もございますので、そういった示し方、町としてわかりやすいような手順、手続を説明できるような資料をつくって、各団地回っていききたいなというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 課長語っている1カ所1団地1戸につき3,500万円くらいというこのラインですね、これは我々も国交省に行ったとき、あるいは中央陳情したときに大臣等から「コスト意識を持ってやりなさい」というようなことで、このことは我々の頭にもそれ以上はかけられないんだなという部分でいたわけですね。そのことによって、各地域地域にどうも話し合いの中で、「こういうふうにつくってほしい」「ああいうふうにやってほしい」「道路もこうつくってほしい」というさまざまな要望が出て、これが一つの頭押しえになってそのことで「これもできない」「これもできない」というようなことで工事が進められてきたわけですね。ところが、今ここにきてこういうふうな例が出てきますと、私どもいつからこういうふうに変ったのかなというふうに、単純に思わざるを得ないわけですね。

例えば例を挙げますと、伊里前地区なんかですね。管の浜・柘沢地区の高台などは完全に袋小路になるんじゃないかと。だから、一方には国道に依拠するような避難路もつけてほしいという要望が再三にわたって会議のたびにあったけれども、とうどこそれは国のほうで認められないからということで、それは追っての工事だというふうなことで、当座しのぎみたいな答弁でもっていまだ避難路ということは認められないわけですね。避難路をこさえるのに、何ぼかかるのやということなんです。ところがそうした気持ちでいる中に、こういうふうな不合理な大幅な予算で工事をするところもあるということになってくると、町民として理解に苦しむところが出てくるのかなと。我々もまた、説明のしようがないなというようなところもあるもんですから。

こういうことであれば、この際だからそういう要望のあるところにもう少し予算をかけられないのかなという、今度は気持ちも出てくるわけですね。どさくさに紛れてというわけではありませんけれども、やれることは全て要求を飲んで、3,500万円にこだわらずにそれなりの予算規模でもってやってくれたらいいんでないのかなと、あと後顧の憂いなく避難災害に巻き込まれないような施設をつくってほしいという要望が皆あるわけですから、それらを飲みきれずに進行してきた中でこういうことは、「ウーン」というふうな気がいたします。

それからこの工事期間、工事の終了指定のその期間は二、三カ月、一、二カ月、二、三カ月くらいで建つような話なんですけど、先般私も一つの経験をしたから申し上げるんですが、私も登記をしまして、まずもって分筆の登記をしたと。そして、すぐ地目変更の届けを出して、急いだと。地目変更をしなきゃいけないというのは、いわゆる担保物件にしなきゃいけないということです、お金を借りる都合があると。私ならず、恐らく皆さんこれから移転する方々はみんなそのために、担保物件にしなきゃならないために、地目変更して宅地にしなければ担保物件にならないというようなことですから、早くお金を借りて資金を、契約のとおり1回、2回、あるいは3回の契約で支払わなければならないわけですから、それに早く間に合わせるようにというようなことで皆それぞれ計画をしているわけですよ。

ところが、町の考え方、我々の考え方、いわゆる非常時だと、今は。震災時だということで、農業委員会さんも6カ月に1回やっていたものが今毎月やるような状況で、事務促進をさせているわけですよ。ところが法務局さんのほうに行くと、「ものは順序だ」と。「南三陸町さんはいつもこういうことばかりするんだ」と、私ははっきり言われましたからね。私身分かさないんですけども、私に「なぜこういうことをするんですか。こういうことは、できません」と。「いや、だけれども今緊急事態だからね、こういうことも規制緩和だから仕方ねんでねえのすか」って言ったら、「いや、国から私たちはそういう何は受けておりません」と言うんですね。

で、「結局地目変更して宅地にするには、工事の完了届け出さなきゃだめですか」と言ったんです。そしたらある登記官は、「原則としてはそのとおりです」と。ところが次回に行った登記官は、「いや、もう足場がなければいいですよ」と言った。違う登記官に聞いたら、「いや、建前が終わればいやすよ」と、こう言うんですね。なぜ私そこを急ぐかといえば、早く地目変更して担保物件にしないと、お金が借りられないわけですよ。お金が出てこないわけですよ。だから、皆さん急ぐわけですよ。いわゆる分筆が終われば、すぐ地目変更の登記だということなんですけど、それがならない、時間が必要だというその法務局の見解なんです、ね、「ものは順序だよ」と言われた。

ところがよくよくその内容を、私も不審に思ったから、さまざまな登記官に話を知らないふりして影っこのほうで聞いたりしたんですよ。登記官すらそういうふうな、個々の個人、その人によって判断が違うんだ。「国からそういう規制緩和の話、そこまで私らは命令、指令を受けていません」と、こう言うんです。「南三陸町さんは勝手に」と言うから、「いや、南三陸町さんは県の指導を仰いで、そのとおりやっているですよ」って言ったら、「いや私

らは、国の指導はまだそんなものは来ておりません」と、これですね。その辺のところを、やっぱりそれで今私ならずですね、それでなくても登記関係はおくれているんですね。私も地元の業者さんをお願いしたら、「春先に頼まれたことを今やっているのさ」と、こういうことなんですね。その上にさらに登記所に行けば、そういうことを言われるとって、そうなりますと分譲されてそれから今度あらゆる手続をしてと云うならば、そんな1カ月、2カ月、3カ月で家建つのかなというような気もするわけです。

私も5月からうたって、今やっと登記が終わった段階なんですね。3カ月かかりました。その間、何回農業委員会と代表人さんと、法務局と行ったり来たりしたかわからないくらい足運びました。私も不勉強だから、私にも落ち度があるんでしょうけれども、この際だから勉強しなきゃいけないと、なぜこういうことになるのかというのを。私ならず、皆さん迷惑しては大変だということをやったんですが、そういうことなんです。そういう実態もあるものだからね、私は分譲してすぐ家建てられるっぺかって語られたって、「ウーン」って語らざるを得ないんですがね。その辺のところも行政側同士でよく話し合いをして、そして町民に明確に「こういうこういう手続をすれば、すぐ手続が終わりますよ。そして、何カ月以内に家が建てられますよ」という説明が必要でないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 戸数、あと戸当たりの単価の考え方なんですが、これは非常にやっかいな解釈なんですが、3,500万円の国土交通省で示している戸当たりの単価といいますのは、その移転促進区域の戸数、移転する戸数ではないということで、そこで津の宮の場合は40戸ございます。いわゆる被災を受けた戸数といっても過言ではないんですが、災害危険区域に入っている戸数で割った数字で全体の事業費が3,500万円以下に下さいということですので、単純にその部分に今の事業計画上移転促進区域の戸数で割りますと、津の宮地区、もう一つ原団地もございますが、それですと2,200万円くらいにしかならない。どうしても防災集団移転事業の場合、単純に工事だけじゃなくて移転元地、いわゆる被災した宅地の買い取りでありますとか、その後家を建築した際ローン借りた場合の利息相当額の助成であるとか、そういったものまで全て含めての計算式になります。それで3,500万円という一つの目安を全国的につくっているということで、それは計画上下回っているという状況ではございます。

ただ一方で、交付金を担当している復興庁さんの考え方につきましては、当然今議員おっしゃったとおり1軒当たり実際に移転する方の戸数で割ったものの単価の上限を5,000万円とし

ているということでございますので、その5,000万円という部分もギリギリですがクリアしているという地区がこの地区になります。その目安で両者の状況を見極めながら、事業着手にこぎ着けているという実情もでございますので、ちょっと考え方は両者違いますが、その両面をクリアした上できょうに至っているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） 2問目の登記関係の件でございますが、現在昨日も当市のほうで、一括300件ほど被災地の土地の買い取りの関係で法務局に出された件があったということで、非常に苦慮されているというお話もちょっと伺っておる次第であります。当課といたしましても、先ほど復興事業推進課長がお話ししたように、完了後は確定測量をし、分合筆を一度して、それから皆さんにお渡しする土地のほうを登記すると。その後には所有権移転ということがございますので、現時点から仙台法務局さんと係をとりながら、その調整をしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 課長、だから上限5,000万円というのであれば、最初から上限5,000万円のある程度の余裕があったんでないのかなと、私思うんですよ。今になって、私はもう解釈は、私らは3,500万円以上のラインというものを強く意識したんです、その当時は。だから地域に行って説明会を黙って聞いていても、「まあ、そうだろうな。いわゆる一つのラインだろうな」というふうに思っていたんですが、こういうふうになるとその震災区域戸数だとか何とかというのは詭弁にしか聞こえなくなってくるんだよね。「今までの説明、ほんで何だったのや」という、「何だ、だまされたような感じするな」というような感じもするから、言っているんです。

だから、そのこれからの計画にも全てこういうようなケースでこういうケースでいくのか、これらを一つのラインとしてもっていくのか、今までのやつは「だめです」「だめです」で来ているわけですから、その辺のバランスをとって事業進行していただきたいと思いますよ。

それから、この登記の件ですね。今現在非常時ですからね、私の解釈として工事は進んでいると、同時進行でそれできないものかという感覚なんですよ、いわゆる登記するほうは。一時でも早く登記したいんだということなんです、同時進行はだめですよというんです、基本的に。やはりその工事が終わって、現場を確認して、それから登記をしておろすものですからという、そこに頭から差があるわけですよ。

ところが、農業委員会さんの許可さえもらえば、こっちはもうあとは法務局なんてすぐ言うこと聞いてけるものだと思って行けば、そうできないということで、面食らうわけですね。何だ、「すぐ登記なんかこれ、なんねんだっちゃや。これからまた現場検査だの何だのってあんだっちゃ」って、みんな今それで「さっば来ね」「さっば来ね」って気をもんでいる人いっぱいいる。しかも高いお金、「30万円取られた」とか、「おら家で60万だ」のっていう登記料なんですよね。そういうような金ですから、皆今四苦八苦しているわけです。「屋敷にするばりも、大金かかるや」というようなことなんです。「自分の家の屋敷だからっていったって、それこしらえるばりも大金かかるや。だけれども買ったんでなければ、さっぱり補助はないしねや」と、いろいろなことを語りだしたらきりがありませんがね、そういうところになげき節がいくわけですよ。

だから、その辺のところやはり法務局さんなりそういったところでよく話し合いをして、町自体がその登記をすることを以前ならず、司法書士さんを頼んでそして個人で行って地目変更などやってもできるわけですから、そういうような人たちが行った場合は何か違う対応をされるような感じがしたわけですね。「いわゆるプロでないからこういうことを言うのかな」というような疑心暗鬼を持ったり、一律でないということです、登記官によって対応も。その辺のところは、やはり話し合いをするなり申し入れをするなりして、誰が行ってもどなたが行っても一定の期間で一定の方式でもって登記が完了されるような、促進されるような方式をやはりもう1回対応すべきでないかなと、町のほうでとういうふうに思いました。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私も前者の話したことを行政に問いただしたいと思っていたんですが、とりあえず突っ込んだ質問に行政からの答えのほうもある程度把握できたというふうな状況です。そして、この地区の今回の7戸の建物に関して、もう大体の考えで世帯400万円くらいかなというようなことで説明したら、今課長が話された答弁が帰ってきました。そしてこの被災世帯大体40戸、そのうちの7戸がこうして分譲で防集でもって進んでいると。そのほかの33戸ですか、そういった地区民の動向をある程度行政のほうでも把握していると思うので、その7戸以外の住民の動向、その辺わかったらお知らせください。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 津の宮だけの確定した戸数は、ちょっと資料持ち合わせておりませんので、お答えできませんが、いずれこの合羽沢団地が7戸、そのほかに原団地

という団地、もう1つ津の宮地区にございます。それで計画しているのが6戸、合わせて13戸が防災集団移転事業参加するというので、いわゆる全体の数の3分の1ですか、という形になります。そのほかにつきましては、手元に資料は是ございませんが、いずれ個別移転であったりのケースが津の宮の場合は結構ありますけれども、そのほか災害公営の方も当然人数としてあるようです。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 世帯の流出というのが、この町の大問題に私はなっていると思います。その中で、戸倉地区の皆さんもある程度何人くらい、何世帯くらい減ったのかなということ、地域でいろいろ議論されているというのも聞きます。そういった中で200戸、250戸という650戸の中の戸倉地区の世帯の減少がある中で、それを行政が把握していることは当然のことだと私は思っていました。

あと、今何で合羽沢のこの件について7戸で、ほかの33戸どうやと。そして、課長の説明ですと原地区と合羽沢2つ合わせての事業だと。ただ今回に関しては、この予算の使われ方というのは7世帯に限って、その被災地域が津の宮の40戸というのは、単純にこれ考えた場合のその33戸、確かに課長言われたとおり戸倉団地の災害公営住宅に行くと思います。それも何戸か、ある程度行政ではこのくらいの事業計画を立てているので、大体はこの地区だけでも人の流れとかそういった建物の建設、自己再建の流れというのはつかんでいると思うんです。ただ、今の話ですと、それを把握していないみたいな話に、全体的では把握しているけれども、この地区だけでは把握していないと。やっぱり地域がどんな形で動いているかというのは、今までの集落の形成を守るため、あとコミュニティーってよく言っていますけれども、その辺を守るためにもその把握が必要であって、一時期登米市に出たとしても、将来的にはすばらしいこういった団地ができれば帰ってくるというような構想もできると思うんです。そういったことも見据えながら、やっぱりこういった高台移転、防集は進めていくべきだと思います。

今、志津川地区のまちづくり協議会でも志津川町、南三陸町もですね、それが全部きれいに造成されて整ったときに、「ああ、やっぱり南三陸町に帰りたいな」という状況が生まれたときに、行政はそれに対してどういった形で動くのかというのが議論にそれ出ますが、もう限られた戸数の予算しか来ないんで、その分しか建てないというような状況があります。そうしてそういった中で、戸倉地区がこうやって人数が減っていくこと、今後帰ってくる人の受入体制何もできない。それっていうのは、やっぱりこれから戸倉地区、発展じゃなくてどん

どんマイナスの方向に行くと思うんですが、とりあえずもう1回津の宮地区、この関係の動向をある程度課長はいっぱい勉強していると思いますので、調査もしていると思いますので、わかる範囲でその動向お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 動向と言いましても、一定の現時点での動向というのはなかなか難しいものがございますので、そういった観点でちょっと持ち合わせていないというご説明をさせていただきました。

ことしの2月時点でございますと、災害公営が津の宮地区では3件、戸別移転が8件、合わせますと先ほどお話しした13件を足しますと24件くらい。そのほかについては、ちょっとまだわからない方と、継続で居住する方という部分で、ちょっとクエスチョンがつくような数字の状況です。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私は、課長が話されたとおりだと思います。これ考えてもやっぱり4割、35%くらいが減って行って、今後今建設するにも自己再建に関しても場所に関しても、やっぱり住民は悩んでいる状況だと思います。その問題点の1つとして、前者が話した土地確保のためのいろいろな登記の問題とか分筆とか、あと農地の問題とかその辺があると思いますので、その辺は私とか動ける、そういった情報をいっぱい聞ける人たちはそういった方向に動きますけれども、なかなかそういったやり方がわからない人たちは本当に悩んで悩んで、今何も動けないという状況だと思うんです。

だからそういった人たちのために、そういった町の窓口を今後もつくっていくとは思いますが、すけれども、自己再建、町外にしる町内にしろ、あとほかの地区にしる、その辺はまちづくり協議会でもそういった窓口を設けると言っていましたので、各地区再建に向けての住民に対しては、どんな方法が現時点、時点、時点で違ってくると思いますので、その時点での町の対応、あと登記の対応、いろいろなことをやっぱり窓口をつくって説明できるような体制、アドバイスできるような体制をぜひ行政にはつくってもらいたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第66号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第66号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第66号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により従前のシステムが流出等した潮位観測等システムの整備工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の12ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、平成25年度南三陸町潮位観測システム整備工事。東日本大震災の津波により流出しました潮位観測等のシステムにつきまして、公費、復興効果促進費によりまして再整備を行うといったものでございます。

工事の概要、テレメータ監視局及び監視制御設備を南三陸町役場に設置いたしまして、潮位観測テレメータシステム及び潮位監視カメラシステムを町内3漁港、長清水、荒砥、名足に設置するものであります。

入札の状況につきましては、記載のとおりでございます。

工期につきましては、平成26年3月20日といたすものでございます。

続きまして、13ページをお開き願いたいと思います。

13ページにつきましては、潮位観測システム整備工事のシステムの構成図となつてございま

す。荒砥漁港、長清水漁港、名足漁港等で収集いたしました潮位記録並びにカメラ映像につきまして、独立した専用波によりまして十二曲峠及び田東中継局を経まして南三陸町役場に送信をするといったことになってございます。潮位観測につきましては、400メガヘルツの無線を利用いたしまして、監視カメラは4.9ギガヘルツの無線を使用するもので、潮位テレメータの観測時間につきましては平常時は10分間隔でございますが、大津波警報等の発表時に関しまして10秒間隔といった内容に変更するものでございます。南三陸町役場では、設置するシステムをシステム上に設置をさせまして、注意喚起、それから避難広報等を行う際の参考データというふうにご利用するといったことになってございます。

なお、14ページに工事請負契約書の仮契約書を添付してございますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 単純な質問、町民の方々ができて、つくるんだったというのがあるわけですね。壊れたやつを復旧するんだということで、町民の方々の単純な考え、質問だと思うんですね。3.11の大津波、あのような規模の津波が来たときに、これ壊れないでありますかね。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 今回観測可能な高さにつきましては、おおむね6メートルというふうなことで考えてございます。ただ、東日本大震災クラスの災害が発生した時点におきましては、被害を受けることはやむを得ないのかなというふうなことで、通常の注意報・警報が出たときの一刻も早い避難の指示、避難命令等を出すための参考の資料にしたいというふうなことで、潮位変動を監視カメラでもって確認をしたいというふうな趣旨のもとに設置をしたいというふうにご考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） こういうシステム整備はもっとも大事なことだろうと思うんですが、今回の大津波を経験に、そしてまた既存のやつが壊れたというようなことで設置するんだろうと思いますが、この考え方、岸壁付近で潮位を測定するよりは沖合に設置して、潮位の変動といいますか津波の動向を捉えることが、これは避難するにもあるいは被害軽減にも大いにつながることではないのかなと、そう思っているんです。ですから、沖合に設置するという

ことになれば大変な労力、あるいは資金面で大分かかるんだろうと思いますが、その辺あたりで県あるいは国等々でのメニューといいますか、そういう考え方というものはあるのかなのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 国のほうでGPS津波計というのもございますし、あと津波を海底で設置しております波の動きを感じて速報を出すというふうなシステム、これは衛星等を介しながら二段構えで潮位観測は行っておるといふふうになってございまして、当町の分に関しましては漁港のほうの岸壁等に設置をして、さらに細部の情報を集めるというふうなことで対応するといったことになってございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） そのGPSの情報がこのシステムにも、何というか受け入れが可能なんですかね。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） GPSの観測体系とまたこれは別個のものになります。Jアラートとかそちらのほうと逆にGPSのほうは連動するといった形でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） やはり、この緊急時の情報は的確に、そして敏速に住民に伝えることが、それが被害軽減に重要だと思いますので、国県の情報、あるいはそういう機器類から総合しながら、敏速に伝えていくようなシステムにつくり上げていただきたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） これは、前にあった防災・防犯カメラですか、あれの場合は各設置されていた漁港のしけ模様なんか、今みんなが持っておられるパソコンで見ていたんですけども、これはそういうことはできないんですか、できるんですか。各家庭でパソコンを利用して見ることはできるんですか。それによって、大分そういう地震・津波の災害じゃなくても、台風の場合とかあるいは大しけが来たというときに、「ああ、この程度だったらこうだな」というような判断が各漁港でできると思うんですけども、そういうような具合に各家庭でパソコンを利用して見ることはできるんですか、できないんですか、知らせてください。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 結果的に、パソコンを介して閲覧することはできません。といいますのも、潮位を表示している岸壁等にマーキングをしまして、そこをアップで撮るよ

うなことの中で潮位の変化がどれだけあるかというふうなことに重点的に視野を置いておりますので、そういったことをインターネットではできないというふうに考えてございます。

なお、今ライフインベションコンテナというふうなことで、上山の公園と歌津公民館の跡に市街地を見渡せる防犯用のカメラがついております。そのパソコンで閲覧できるものにつきましては、こちらのほうを活用しながら検討しておるといったところでございます。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） そうすると、結果的には上山でもあるいは歌津の公民館の跡のやつを介せば、パソコンでも見れるということですか。できたらそのようにしてもらえれば、各漁港の漁民も助かると思うんですけども。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） この件に関しましては、イントラ関係で整備する方向で検討を進めておるといった状況でございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） できるならば、まだ設置する前の段階なので、できたらそういうふうなことも考えてやってもらいたいと思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 私もこの潮位計についてはちょっと全然わかりませんが、今まであった震災前にあったのと同機種とか、あるいは同程度のものなんですかね。

それから、ちょっと図面を見たんですが、名足地区のところの太陽パネルといいますか、それで電源供給するようになっているような図面で、その他の地区ではそういった万が一のとき、電源がストップしたときの体制というのはどうなっているんですか、その辺。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 震災前の形態では、防災行政無線の18ギガヘルツの無線を使っておりましたけれども、今回は400メガヘルツの専用の無線でもって、混信を避けるために別の無線でもってデータを送信するというふうに、若干改善をしてございます。ご指摘の名足の分でございますけれども、これは観測場所から送信するところまでの距離が180メートルといったようなことで距離が書いてございますけれども、距離が結構離れておりますので、これは特定小電力無線回線というふうなことで、これは無線で飛ばすというふうなことで、そのための電源のためにソーラーパネルを設置をしておるというふうなことです。ほかの漁港につきましては、観測場所から送信するところまで有線でもって配線をしておるんだけ

れども、名足漁港につきましては若干無線で飛ばすというふうなことでご理解を願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第7回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時00分 閉会